

(証券コード4732)  
平成19年6月4日

株主の皆様へ

愛知県東海市新宝町507番地の20

**株式会社 ユー・エス・エス**

代表取締役会長 服 部 太

## 第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付いただくか、当社の指定するインターネットウェブサイト等にアクセスしていただき、議案に対する賛否をご入力いただくか、いずれかの方法により、平成19年6月25日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。電磁的方法（インターネット等）により議決権行使される場合の手続きの詳細につきましては、後記「電磁的方法（インターネット等）により議決権行使される場合のお手続きについて」（65頁から66頁まで）をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月26日（火曜日）午前11時

2. 場 所 愛知県東海市新宝町507番地の20

**当社本社（当社名古屋会場）**

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第27期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第27期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

**第1号議案** 剰余金処分の件

**第2号議案** 定款一部変更の件

**第3号議案** 取締役18名選任の件

**第4号議案** 役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件

**第5号議案** 取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件

**第6号議案** 会計監査人選任の件

以上

- 
1. 受付開始時刻は午前10時とさせていただきます。
  2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。
  3. 電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、65頁の「電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合のお手続きについて」および66頁の「システム環境等」をお読みくださいますようお願い申しあげます。
  4. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ussnet.co.jp>）に掲載させていただきますのでご確認くださいますようお願い申しあげます。

## (添付書類)

# 事業報告

〔平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで〕

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、長期化する原油や原材料価格の高騰、ゼロ金利政策解除による金利上昇懸念などの不安材料を抱えながらも、設備投資の拡大や雇用者所得の改善による個人消費の拡大を軸とする内需主導の好循環が生まれ、景気は緩やかな回復基調で推移しました。

しかしながら、この個人消費の改善が、自動車買い替え需要の好転につながらず、当連結会計年度の自動車流通市場は、前期と比較して新車登録台数が4.1%減、中古車登録台数が4.3%減と厳しい状況となりました。

オートオークション業界は、中古自動車販売業者が長期在庫リスクを回避するため中古自動車在庫をオークションへ出品する傾向が増したことに加え、近年の輸出マーケット拡大など、従来市場で流通していないなかつたリユース車（低年式・多走行車）の需要が増加したことにより出品台数は842万台（前期比3.8%増）と伸長し、成約率は54.4%（前期実績53.3%）となりました。

このような経営環境の中でUSSグループは、オートオークション事業において、既存オークション会場の処理能力を強化するため積極的に設備投資を行い営業基盤の強化を図りました。また、平成17年10月からサービスを開始した、インターネットを活用した外部応札システム「USSインターネットライブ」において、USSグループ以外の8会場と業務提携を進め、取扱台数や会員数の増加に努めました。

さらには、平成18年6月から会員向けのファイナンス事業として、オークション落札代金の立替払い「JUST&TIMELY」を開始し、会員の利便性向上に努めました。

リサイクル事業におきましては、白物家電や空調機器等のリサイクルも開始し、廃自動車のリサイクルから総合リサイクル展開に向けた取組みを開始しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は64,568百万円（前期比7.2%増）、営業利益は24,817百万円（前期比7.4%増）、経常利益は25,360百万円（前期比7.7%増）となり、当期純利益は14,390百万円（前期比9.0%増）と增收増益を達成することができました。

当連結会計年度の事業の種類別セグメントの概況は次のとおりであります。

#### オートオークション事業

当連結会計年度のオートオークション事業における主な施策は以下のとおりであります。

- ① 営業開発チームを中心に新規会員の獲得や既存会員の掘り起こしに注力するほか、地域毎に圧倒的シェアを獲得する「地域一番会場戦略」推進のための施策を積極的に実施しました。

- ② 既存オークション会場の処理能力を増強するため、平成18年8月に札幌会場において、同時に4台の車をセリに掛ける「同時4レーンシステム」を導入するとともに、バイヤー席を増設しました。また、同年11月には、大阪会場に収容台数4,700台の立体駐車場型ストックヤードが完成し、同会場のオークション処理能力が倍増しました。
- ③ 関西地区での市場シェアNo.1を目指として、大阪会場の運営会社である株式会社ユー・エス・エス大阪、神戸会場の運営会社である株式会社USS神戸を平成19年3月1日付で合併させ、商号を株式会社USS関西に変更し、関西地区全体を網羅した営業基盤強化に取組みました。
- ④ 北陸地区の営業基盤を強化するため、石川県加賀市にある中古自動車のオークションを運営する株式会社ケーユーエィ北陸を株式交換により平成19年3月1日付で当社100%出資子会社とし、商号を株式会社USS北陸に変更しました。
- ⑤ 平成17年10月からUSSグループ15会場でサービスを開始しました、インターネットを介してオートオークションをリアルタイムに中継し、会員はパソコン端末を介して応札できる「USSインターネットライブ」について、USSグループ以外の8会場と業務提携し、会員の利便性向上ならびに取扱台数、会員数の増加に努めました。

これら営業努力により、グループ全体で出品台数は284.0万台（前期比6.7%増）、成約台数は154.1万台（前期比9.4%増）となりました。この結果、オートオークション事業は、売上高47,707百万円（前期比7.8%増）、営業利益24,175百万円（前期比6.6%増）となりました。

#### 中古自動車等買取販売事業

当連結会計年度の中古自動車等買取販売事業における主な施策は以下のとおりであります。

- ① 買取専門店「ラビット」は、ブランドイメージの一新を図るため、店舗リニューアルを行いました。
- ② 株式会社ワールド自動車による事故現状車買取販売事業は、損害保険会社からの事故現状車の買取を促進するため、東海地区、関西地区に損保営業支店を開設し、関東地区とあわせて主要都市への展開を図りました。

しかしながら、買取事業における競争激化の影響を受け、中古自動車等買取販売事業は、売上高12,888百万円（前期比4.7%減）、営業損失17百万円（前期営業利益160百万円）となりました。

#### その他の事業

その他の事業は、株式会社アビズによる廃自動車等のリサイクル、株式会社USS東洋による廃ゴムのリサイクルであります。廃自動車等のリサイクルは、廃自動車以外にも白物家電や空調設備などのリサイクルも開始し、総合リサイクル事業への取組みを開始しました。廃ゴムのリサイクルは、人工芝向けゴムチップの需要が堅調であったことなどにより比較的順調に推移しました。

この結果、その他の事業は、売上高3,972百万円（前期比61.8%増）、営業利益412百万円（前期実績6百万円）となりました。

## 企業集団の事業のセグメント別売上高

(単位：百万円)

区分	第26期 (平成18年3月期)			第27期 (平成19年3月期)		
	金額	構成比	%	金額	構成比	%
オートオークション事業	44,271	73.5		47,707	73.9	
中古自動車等買取販売事業	13,516	22.4		12,888	20.0	
その他の事業	2,454	4.1		3,972	6.1	

(注) その他の事業は、株式会社アビジによる廃自動車等のリサイクルおよび株式会社USS東洋の廃ゴムのリサイクルであります。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施しました企業集団の設備投資の総額は11,608百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

オートオークション事業	株式会社USS関西	大阪会場
(立体型ストックヤードの新築)		
株式会社ユー・エス・エス札幌	札幌会場	
(バイヤー席の増築、駐車場の拡張)		

## (3) 資金調達の状況

USSグループにおける当連結会計年度の資金調達は、次のとおりであります。

平成18年9月20日当社におきまして、株式会社三井住友銀行より2,000百万円の借入を行いました。

#### (4) 対処すべき課題

自動車流通市場は、新車・中古自動車販売とともに厳しい状況が続くものと予想されるなかで、オートオークション業界は、リユース車（低年式・多走行車）の出品台数が引き続き好調に推移しているものの、新車・中古自動車販売が低調な影響もあり出品台数の伸びが鈍化することが想定されます。当社は、このような経営環境をしっかりと認識し、なお一層の経営基盤の強化に努める所存です。

オートオークション事業においては、地域毎に圧倒的シェアを獲得する「地域一番会場戦略」を推し進めさらなる拡大・強化を図ります。特に関西地区においては、大阪会場、神戸会場が連繋して営業基盤を強化しシェア拡大を目指します。また、インターネットを介して現車会場に直接参加できる「USSインターネットライブ」システムをさらに浸透させ成約率の向上を目指します。会員向けファイナンシャルサービスの「JUST&TIMELY」の利用会場を拡大し会員サービス向上に努めます。

中古自動車等買取販売事業においては、買取専門店「ラビット」の店舗リニューアルを引き続き進め店舗認知度の向上を目指すとともに、事故現状車買取販売の株式会社ワールド自動車において、仕入車両の選別を図り台あたり利益の向上に努めます。

その他の事業においては、廃自動車等のリサイクルでは、営業活動を強化し、家電、OA機器、自動販売機などの金属、プラスチック類の取扱量を増やしさらなる収益の拡大を目指します。

以上により、平成20年3月期の連結業績予想は、売上高69,200百万円（前期比7.2%増）、営業利益26,600百万円（前期比7.2%増）、経常利益26,900百万円（前期比6.1%増）、当期純利益15,100百万円（前期比4.9%増）を見込んでおります。

株主の皆様には、より一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

#### (5) 財産および損益の状況の推移

##### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分	第24期 (平成16年3月期)	第25期 (平成17年3月期)	第26期 (平成18年3月期)	第27期 (平成19年3月期) (当連結会計年度)
売上高(百万円)	42,425	50,484	60,243	64,568
経常利益(百万円)	18,207	21,096	23,544	25,360
当期純利益(百万円)	8,907	11,814	13,203	14,390
1株当たり当期純利益(円)	300	377	407	447
総資産(百万円)	92,538	115,704	131,908	146,172
純資産(百万円)	67,497	84,877	97,391	105,988

(注) 第27期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

② 事業セグメント別財産および損益の状況

事業セグメント	区分	第24期 (平成16年3月期)	第25期 (平成17年3月期)	第26期 (平成18年3月期)	第27期 (平成19年3月期) (当連結会計年度)
オートオークション事業	売上高(百万円)	32,397	36,840	44,271	47,707
	営業利益(百万円)	18,319	20,704	22,675	24,175
	総資産(百万円)	89,795	111,120	124,498	139,511
中古自動車等買取販売事業	売上高(百万円)	10,028	13,119	13,516	12,888
	営業利益(営業損失)(百万円)	(306)	(50)	160	(17)
	総資産(百万円)	2,756	3,839	4,112	3,858
その他の事業	売上高(百万円)	—	524	2,454	3,972
	営業利益(営業損失)(百万円)	—	(19)	6	412
	総資産(百万円)	—	1,792	4,548	4,739

(注) その他の事業は、第25期については、株式会社アビヅによる廃自動車等のリサイクルであり第26期以降は株式会社アビヅによる廃自動車等のリサイクルおよび株式会社USS東洋の廃ゴムのリサイクルであります。

(6) 重要な子会社等の状況（平成19年3月31日現在）

① 子会社等の状況

ア. オートオークション事業

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ユー・エス・エス岡山	20百万円	100.0%	中古自動車のオークション運営
株式会社ユー・エス・エス札幌	50百万円	100.0%	同上
株式会社ユー・エス・エス東京みずほ	200百万円	90.0%	同上
株式会社ユー・エス・エス群馬	250百万円	100.0%	同上
株式会社ユー・エス・エス東北	100百万円	100.0%	同上
株式会社USS関西	90百万円	100.0%	同上
株式会社ユー・エス・エス横浜	50百万円	100.0%	同上
株式会社USS流通オークション	11百万円	100.0%	同上
株式会社USS新潟	50百万円	100.0%	同上
株式会社USS北陸	60百万円	100.0%	同上
株式会社藤岡インター・オートオークション	97百万円	39.1%	同上
株式会社ユー・エス物流	30百万円	100.0%	貨物自動車運送
株式会社カーエスト	318百万円	84.8%	インターネットによる中古自動車に関する情報提供
株式会社USSサポートサービス	45百万円	100.0%	金融サービス

- (注) 1. 当社100%出資子会社である株式会社USSリサイクルオートオークションは、当社を吸収合併存続会社、株式会社USSリサイクルオートオークションを吸収合併消滅会社として、平成18年10月1日付で合併しました。
2. 株式会社USS新潟は、新潟会場（平成19年4月25日開設）の運営会社として、平成18年10月1日付で新規設立しました。
3. 株式会社USS関西は、当社100%出資子会社である株式会社USS神戸を吸収合併存続会社、同じく当社100%出資子会社の株式会社ユー・エス・エス大阪を吸収合併消滅会社として、平成19年3月1日付で合併し、商号を株式会社USS関西に変更しました。
4. 株式会社USS北陸は、当社と株式会社ケーユーエイ北陸（石川県加賀市）との間で、平成19年1月30日付で締結した株式交換契約に基づき、平成19年3月1日付で当社100%出資子会社とし、商号を株式会社USS北陸に変更しました。
5. 株式会社藤岡インター・オートオークション（群馬県藤岡市）は、当社が平成19年2月1日付で同社の株式39.1%を取得し、当社の持分法適用会社となりました。  
また、当社は、株式会社藤岡インター・オートオークションが平成19年4月3日に開催した臨時株主総会ならびに同日開催の取締役会にて決議した第三割当増資を引受け、同社に対する出資比率を51.1%とし、当社子会社とするとともに、商号を株式会社USS藤岡に変更しました。
- 株式会社USS藤岡につきましては、会場の増改築や映像オークションシステムの導入等を実施し、藤岡会場として平成19年5月15日にリニューアルオープンする予定です。
6. 株式会社カーエストは、オートオークション事業であるインターネットによる中古自動車に関する情報提供のほか、中古自動車等買取販売事業である中古自動車の買取販売を行っております。

イ. 中古自動車等買取販売事業

株式会社カーエスト	318百万円	84.8%	中古自動車の買取販売
株式会社ワールド自動車	63百万円	91.5%	事故現状車の買取販売

- (注) 株式会社カーエストは、中古自動車等買取販売事業である中古自動車の買取販売のほか、オートオークション事業であるインターネットによる中古自動車に関する情報提供を行っております。

ウ. その他の事業

株式会社アビヅ	270百万円	51.0%	廃自動車等のリサイクル
株式会社USS東洋	100百万円	100.0%	廃ゴムのリサイクル

② 連結子会社および持分法適用会社

連結子会社は16社、持分法適用会社は1社であります。

(7) 主要な事業内容（平成19年3月31日現在）

中古自動車のオークション運営、中古自動車等買取販売事業およびリサイクル事業

(8) 主要な拠点等（平成19年3月31日現在）

当社	本店	愛知県東海市新宝町507番地の20
	オートオークション事業	名古屋会場（愛知県東海市）、USS-R名古屋会場（愛知県名古屋市） 九州会場（佐賀県鳥栖市）、福岡会場（福岡県筑紫野市） 東京会場（千葉県野田市）、USS-R東京会場（千葉県野田市） 静岡会場（静岡県袋井市）
子会社	オートオークション事業	岡山会場（岡山県赤磐市、株式会社ユー・エス・エス岡山運営） 札幌会場（北海道江別市、株式会社ユー・エス・エス札幌運営） 西東京会場（東京都西多摩郡瑞穂町、株式会社ユー・エス・エス東京みずほ運営） 群馬会場（群馬県藤岡市、株式会社ユー・エス・エス群馬運営） 東北会場（宮城県柴田郡村田町、株式会社ユー・エス・エス東北運営） 大阪会場（大阪府大阪市、株式会社USS関西運営） 横浜会場（神奈川県横浜市、株式会社ユー・エス・エス横浜運営） 神戸会場（兵庫県神戸市、株式会社USS関西運営） 流通会場（埼玉県越谷市、株式会社USS流通オートオークション運営） 北陸会場（石川県加賀市、株式会社USS北陸運営） 株式会社ユー・エス物流（愛知県東海市、他国内営業所18拠点） 株式会社カーエスト（東京都中央区） 株式会社USSサポートサービス（愛知県東海市）
	中古自動車等買取販売事業	株式会社カーエスト (東京都中央区、他中古自動車買取専門店「ラビット」直営店16店舗、フランチャイズ店236店舗) 株式会社ワールド自動車（千葉県野田市、他国内営業所35拠点）
	その他の事業	株式会社アビヅ（愛知県名古屋市、廃自動車等のリサイクル工場） 株式会社USS東洋（群馬県前橋市、廃ゴムのリサイクル工場）

(9) 使用人の状況（平成19年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人數	前連結会計年度末比増減
オートオークション事業	693名（400名）	128名増（36名減）
中古自動車等買取販売事業	329名（33名）	25名減（7名増）
その他の事業	97名（26名）	12名増（8名増）
全社（共通）	39名（1名）	9名増（－）
合計	1,158名（460名）	124名増（21名減）

- (注) 1. 使用人數は就業員数であり、パートおよび契約社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
 2. 使用人數が前連結会計年度末に比べ124名増加しておりますが、これは主として株式会社USS新潟の新規設立および株式会社USS北陸（平成19年3月1日付で株式会社ケーユーエイ北陸から商号変更）を当社子会社としたほか、非正社員の一部を正社員登用したためであります。

② 当社の使用人の状況

使用人數	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
348名（107名）	92名増（8名減）	30.8歳	5.0年

- (注) 1. 使用人數は就業員数であり、パートおよび契約社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
 2. 使用人數が前事業年度末に比べ92名増加しておりますが、これは主として株式会社USSリサイクルオートオークションを当社に吸収合併したほか、非正社員の一部を正社員登用したためであります。

(10) 主要な借入先の状況（平成19年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,712百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,143百万円
株式会社佐賀銀行	210百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成19年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 120,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 32,604,062株（自己株式671,773株を含む）
- (3) 株 主 数 9,640名
- (4) 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
服 部 太	3,328千株	10.4%
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	2,091千株	6.5%
ステートストリートバンク アンドトラストカンパニー	1,806千株	5.6%
日本トラスト・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	1,454千株	4.5%
安 藤 之 弘	906千株	2.8%
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (退職給付信託三菱東京UFJ銀行口)	840千株	2.6%
株 式 会 社 服 部 モ 一 タ ー ス	720千株	2.2%
瀬 田 大	690千株	2.1%
瀬 田 衛	690千株	2.1%
丸 一 自 動 車 株 式 会 社	683千株	2.1%

(注) 持株比率は自己株式(671,773株)を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の内容等

名 称	第 2 回 新 株 予 約 権	第 3 回 新 株 予 約 権	第 4 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日	平成15年6月25日 (第23期定期株主総会)	平成16年6月29日 (第24期定期株主総会)	平成17年6月28日 (第25期定期株主総会)	
新 株 予 約 権 の 数	1,900個	2,200個	2,650個	
新株予約権の目的となる株式の数	普通株式 19,000株 (新株予約権1個当たり10株)	普通株式 22,000株 (新株予約権1個当たり10株)	普通株式 26,500株 (新株予約権1個当たり10株)	
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	無償	無償	無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個当たり 65,100円	1個当たり 93,200円	1個当たり 75,100円	
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	平成15年6月26日から 平成19年10月31日まで	平成16年6月30日から 平成20年10月31日まで	平成17年6月29日から 平成21年10月31日まで	
新株予約権の主な行使条件	(注)	(注)	(注)	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	保有者数 13名 保有数 1,517個 目的である株式数 15,170株	保有者数 13名 保有数 2,200個 目的である株式数 22,000株	保有者数 14名 保有数 2,650個 目的である株式数 26,500株
	社 外 取 締 役	—	—	—
	監 查 役	—	—	—

(注) 上記「新株予約権の主な行使条件」は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が当社ならびに当社連結子会社の取締役、使用者および顧問のいずれの地位をも有さなくなつた場合は、新株予約権割当契約に定める場合を除き、新株予約権を行使することができない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使することができない。
- ③ その他新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約で定めるところによる。

#### (2) 当事業年度中に当社使用者ならびに子会社役員および使用者に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容等

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の状況 (平成19年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
代 表 取 締 役 会 長	服 部 太	最高経営責任者 (C E O) 〔他の法人等の代表状況〕 株式会社ユー・エス・エス東京みずほ 代表取締役会長 株式会社ワールド自動車 代表取締役会長
代 表 取 締 役 社 長	安 藤 之 弘	〔他の法人等の代表状況〕 株式会社ユー・エス・エス東京みずほ 代表取締役社長 株式会社ワールド自動車 代表取締役社長
代 表 取 締 役 副 会 長	田 村 文 彦	九州事業本部長
代 表 取 締 役 副 会 長	原 重 雄	東京事業本部長
代 表 取 締 役 副 社 長	瀬 田 大	オークション運営本部長兼名古屋事業本部長 〔他の法人等の代表状況〕 株式会社ユー・エス・エス東京みずほ 代表取締役副社長 株式会社ワールド自動車 代表取締役副社長
取 締 役 副 社 長	増 田 元 廣	東京事業本部副本部長
取 締 役 副 社 長	合 野 栄 治	九州事業本部副本部長
専 務 取 締 役	三 島 敏 雄	九州事業本部福岡会場担当
常 務 取 締 役	山 中 雅 文	統括本部長
常 務 取 締 役	池 田 浩 照	システム本部長
常 務 取 締 役	赤 瀬 雅 之	オークション運営本部副本部長
取 締 役	井 之 上 浩 昭	静岡事業本部長
取 締 役	古 賀 靖 永	九州事業本部九州会場担当
取 締 役	小 島 良 信	統括本部副本部長兼総務部長
取 締 役	岡 田 英 雄	株式会社日本工業新聞社 顧問
取 締 役	林 勇	大阪産業大学経営学部 教授
取 締 役	真 殿 達	麗澤大学国際経済学部 教授
取 締 役	佐 藤 浩 史	弁護士 佐藤浩史法律事務所
常 勤 監 査 役	井 上 幸 彦	
常 勤 監 査 役	武 井 益 良	公認会計士
監 査 役	大 塚 功	税理士

- (注) 1. 他の会社の代表状況には、当社100%出資子会社でない会社において、代表取締役を兼任している場合のみ記載しております。
- ① 株式会社ユー・エス・エス東京みずほは、当社90%出資子会社であり、当社と株式会社ユー・エス・エス東京みずほとは、オートオークション事業について競合関係にあります。
  - ② 株式会社ワールド自動車は、当社91.5%出資子会社であり、当社は株式会社ワールド自動車との間で、同社に対する土地、建物の賃貸の取引関係および事故現状車のオークション取引関係があります。
2. 取締役岡田英雄、林 勇、真殿 達、佐藤浩史の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役井上幸彦、武井益良、大塚 功の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 常勤監査役武井益良は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役大塚 功は、税理士として企業税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

#### (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	分	人員	報酬等の額
取 (う ち 社)	締 外 取 締 役 役)	18名 (4名)	337百万円 (10百万円)
監 (う ち 社)	査 外 監 査 役 役)	3名 (3名)	17百万円 (17百万円)
合	計	21名	354百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第26期定時株主総会において年額500百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第26期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
3. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労金総額40百万円（取締役39百万円（うち社外取締役は含まれおりません。）、監査役0百万円（うち社外監査役0百万円））が含まれております。

#### (3) 社外役員に関する事項

- ① 社外取締役および社外監査役の兼任状況（他の会社の業務執行者または社外役員である場合）  
重要と認められる社外取締役および社外監査役の兼任はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	役 職	主 な 活 動 状 況
取 締 役	岡 田 英 雄	平成18年6月28日開催の第26期定時株主総会にて取締役に選任され、就任後開催された取締役会14回全てに出席し、必要に応じ、元経営者としての知見に基づき発言を行いました。
取 締 役	林 勇	平成18年6月28日開催の第26期定時株主総会にて取締役に選任され、就任後開催された取締役会14回全てに出席し、必要に応じ、法律学者として専門的見地から発言を行いました。
取 締 役	真 殿 達	平成18年6月28日開催の第26期定時株主総会にて取締役に選任され、就任後開催された取締役会14回全てに出席し、必要に応じ、経済学者として専門的見地から発言を行いました。
取 締 役	佐 藤 浩 史	平成18年6月28日開催の第26期定時株主総会にて取締役に選任され、就任後開催された取締役会14回全てに出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行いました。
常勤監査役	井 上 幸 彦	USSグループの会計および業務監査を実施するほか、当事業年度開催の監査役会6回全てに出席し、議長を務めました。 また、当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、必要に応じ、自動車流通業界における経験豊富な元経営者としての知見に基づき発言を行いました。
常勤監査役	武 井 益 良	USSグループの会計および業務監査を実施するほか、当事業年度開催の監査役会6回全てに出席しております。 また、当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的な見地から発言を行いました。
監 査 役	大 塚 功	USSグループの会計および業務監査を実施するほか、当事業年度開催の監査役会6回全てに出席しております。 また、当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、必要に応じて、税理士としての専門的見地から発言を行いました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と全ての社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、400万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

当事業年度における監査期間	名称	備考
平成18年4月1日から平成18年6月30日まで	中央青山監査法人 (現みすず監査法人)	会計監査人
平成18年7月1日から平成19年3月31日まで	アーク監査法人	一時会計監査人
平成18年9月1日から平成19年3月31日まで	みすず監査法人	一時会計監査人

(注) 当社の会計監査人でありました中央青山監査法人（平成18年9月1日付でみすず監査法人に名称変更）は、平成18年5月10日付で金融庁より平成18年7月1日から平成18年8月31日までの2ヶ月間、業務停止処分を受けましたことから、平成18年7月1日をもって、当社の会計監査人としての資格を喪失したことにより退任しました。

これにより当社は、当社の会計監査人が不在になることを回避し、当社に対する監査業務が間断なく行われることを図るため、平成18年7月1日開催の監査役会におきまして、アーク監査法人を当社の一時会計監査人として選任しております。

さらに、当社に対する監査の継続性を確保し、監査の万全を図るために、平成18年8月18日開催の監査役会において、みすず監査法人を業務停止期間経過後の平成18年9月1日をもって、当社の一時会計監査人として追加選任し、アーク監査法人とともに共同監査体制を採用し現在に至っております。

### (2) 報酬等の額

	アーク監査法人	みすず監査法人
① 当社の公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	3百万円	17百万円
② 当社の公認会計士法第2条第1項の業務以外に係る報酬等の額	—	2百万円
③ 当社および当社の子会社の当事業年度に係る会計監査人の合計額	3百万円	25百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と証券取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額はこれらに基づく合計額を記載しております。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (4) 非監査業務の内容

財務デューデリジェンスアドバイザー業務等を委託しております。

##### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、監査役会は会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① U S S グループは、取締役および使用人の企業倫理意識等の向上および法令遵守のため「U S S 行動指針」を含むコンプライアンス・マニュアルを定め、これを徹底するための社内研修等を実施し、具現化を図る。
- ② U S S グループの取締役および使用人への企業倫理意識等の浸透を図るため、これを推進する機関として「コンプライアンス委員会」を設置したほか、法令遵守に反する行為等を早期に発見し、是正するため内部通報制度「U S S 企業倫理ヘルpline」を活用する。
- ③ 取締役会の意思決定過程の適正性を確保し、経営の監督機能を強化するため、社外取締役および社外監査役を任用するほか、弁護士等外部専門家を活用する。
- ④ 財務報告の適正性を確保するため、本社集中会計制度を採用、U S S グループの財務情報等を集中的に管理し、会計基準その他関連する諸法令を遵守する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、U S S グループの社内規程等に従い、適正に保存および管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。
- ② 取締役の職務分掌、情報の種類等により責任部署を定め、文書または電磁的媒体に記録し保管する。特に、電磁的情報については、アクセス権限、セキュリティ対応、バック・アップ体制等、情報管理制度を強化する。
- ③ 顧客情報、個人情報、インサイダー情報等法令上一定の管理が求められる情報については、取締役および使用人に対して当該法令で要求される管理方法の周知徹底を図る。
- ④ 各事業所・子会社に「リスク・情報管理責任者」を配置し、U S S グループ内の重要情報が迅速かつ適切に本社統括本部において把握され、必要に応じて担当取締役または取締役会に報告され検討される社内体制を確立し、開示すべき会社情報が開示規則に従い適時、適正に開示される体制を構築し運用する。

- ⑤ 内部監査室は、情報管理規程および職務分掌に従った管理がなされているか否かをモニタリングし、その状況を担当取締役および監査役（会）に報告するものとする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 危機管理委員会を設置し、想定しうる経営戦略、業務運営、コンプライアンス、環境、災害等に係るリスクの発生頻度および発生した場合の大きさの分析、重大なリスクに関する回避または抑制策の検討、発生した場合の指示命令・行動基準等USSグループ全体のリスク管理体制の構築を図る。
- ② リスクは、(i)事業経営上のリスク (ii)日常的業務プロセスのリスク (iii) クライシス・リスクに大別し、リスク回避と業務の効率化を図る。
- ③ 会社が把握し認識している事業経営上のリスクについては、リスク情報として有価証券報告書、決算短信等においてステークホルダーに開示するとともに、取締役会決議等重要な意思決定において十分に斟酌する。
- ④ 各事業所・子会社の「リスク・情報管理責任者」は、必要な情報を迅速かつ適確に本社統括本部または担当取締役に通報するものとし、内部監査室および監査役は監査の一環としてリスク管理体制をモニタリングするものとする。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中期計画、年次予算等のUSSグループ全体の目標については、使用人を含め目標の浸透を図り、各事業所・子会社が具体的な施策を策定し、目標達成に向け実行する体制を構築する。
- ② 本社統括本部において各事業所・子会社の月次実績を一元管理し、毎月開催される取締役会に報告し、予算・実績対比することにより、各事業所・子会社における効率性、目標達成に対する阻害要因を分析し、実効性ある対策を講ずる。
- ③ 取締役会の諮問機関である戦略委員会において、重要事項について多角的かつ深度ある検討を行い、有効的な業務執行体制の構築を図る。
- ④ 事業規模拡大に対応し、職務執行に携る取締役、執行役員または現場責任者の職務権限、職務分掌を明確化し効率的かつ実効性ある業務運営体制を構築する。
- ⑤ 監査役は、取締役の職務の執行における効率性の過度の追求についてもモニタリングを行う。

### (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 本社統括本部財務部では各事業所・子会社それぞれに担当者を配し、月次財務報告を中心に一元管理と指導を行っている。また、総務・人事については同じく統括本部総務部が、オークション事業についてはオークション運営本部が、情報処理業務についてはシステム本部が、オークション事業以外の子会社運営については担当取締役を定め、適正な業務運営の遂行のため管理・指導を行う。

- ② コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス・マニュアルをUSSグループの全使用人に配布するとともに研修を通じて周知徹底を図るほか、外部独立機関を利用した内部通報制度「USS企業倫理ヘルpline」によるコンプライアンス意識の浸透を図る。
- ③ 各業務運営組織に係る業務プロセスにおけるコンプライアンスについては、USSグループの事業規模拡大に対応して効率性を確保しつつコンプライアンス体制の充実を図る。（i）就業規則、経理規程その他業務管理規程文書だけでなく（ii）業務処理の多くが依存している情報処理システムにおける情報処理統制を含めた内部統制システムの継続的整備を図る。
- ④ モニタリング体制としては、各事業所・子会社における自主監査報告書の活用やコンプライアンス委員会の活動のほか、内部監査室および監査役の監査により実効性を確保する。

#### **(6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社は、子会社の全てを連結対象とする基本方針のもと、各子会社の自主性を尊重しつつ、USSグループの一員として企業理念やコンプライアンス意識の共有、労務、人事、経理、資金管理等業務運営の共通化を図る。
- ② 当社の経営方針、経営戦略等と各子会社の方針等との整合性を確保し、各子会社の健全な成長、発展に資するため当社に担当取締役を定め必要な支援と調整を図る。
- ③ 各子会社別に予算管理と月次業績報告により、適切な対策について協議、指導を行うほか、連結子会社を包含する内部統制システムの構築を図る。
- ④ 監査役は、内部監査室および会計監査人と連携し、必要と認めたときは助言、勧告を行う。

#### **(7) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項**

監査役から求められた場合には、必要な監査役スタッフを選任し、監査役業務の補助をさせるものとする。

#### **(8) 前号の使用者の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 前号に定める監査役スタッフは、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関して取締役、使用者の指揮命令を受けない。
- ② 専任監査役スタッフを置く場合には、その者に対する発令・異動・考課・懲戒については、事前に監査役（会）の同意を得るものとする。

#### **(9) 取締役および使用者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 当社は、各事業所・子会社の財務・経理・総務・人事にわたり本社統括本部（財務部および総務部）において一元管理を行う体制を採用しており、USSグループの重要な情報は全て統括本部で掌握され、監査役および監査役会に報告される仕組みになっている。

- ② 内部通報制度「U S S 企業倫理ヘルpline」を設置し、本社統括本部を通じて監査役および監査役会に報告される仕組みになっている。
- ③ 上記①、②の仕組みが円滑かつ効果的に運用される体制を強化する。

#### (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会で定めた「監査要綱」に従い監査を実行するほか、取締役会その他重要会議に出席し、意見を述べる。
- ② 監査役の職務分担を明確にし、効率化を図るとともに監査役会で意思統一を図る。
- ③ 代表取締役、内部監査室および会計監査人と定期的意見交換を行う。

### 7. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

#### (1) 基本方針の内容

大規模買付行為（下記③②に定義されます。以下同じ。）が行われる場合、当該大規模買付行為が会社の支配権の移転を伴うものであったとしても、資本市場に公開された株式会社である以上、大規模買付者（大規模買付行為を行おうとする者または大規模買付行為を行っている者を総称しています。以下同じ。）に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、近時の大規模買付行為の中には、①大規模買付者による大規模買付行為の目的等からみて、大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではないことが明白であるもの、②一般株主に不利益な条件での株式の売却を事实上強要するおそれがあるもの、③当該大規模買付行為に応じることの是非を一般株主が適切に判断を行うために必要な情報や相当な考慮期間が提供・確保されていないもの、④当該大規模買付行為に対する賛否の意見または当該大規模買付者が提示する買収提案や、事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」と総称します。）を会社の取締役会が株主に対して提示するために必要な情報、当該大規模買付者との交渉機会、相当な考慮期間などを会社の取締役会に対して与えないもの等、会社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも少なくありません。

以上の企業買収をめぐる近時の状況に鑑み、当社は、大規模買付者に対して事前に当該大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めるこによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を当社株主の皆様に対して提示すること、あるいは、当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値、ひいては当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上を図ることが必要であると考えております。

当社は、当社の企業価値および当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上をこのようにして図ることを妨げる態様で当社株券等についての大規模な買付行為を行う者に対しては、必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値および当社株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

## (2) 基本方針実現のための取組み

### 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社および当社連結子会社（以下「USSグループ」といいます。）の事業は、会員制オークション事業を中心に中古自動車等買取販売事業、廃自動車等のリサイクル事業から構成されております。

オークション事業におきましては、全国18ヵ所に現車オークション会場を展開し、会員企業数はUSSグループ全体で40,959社（平成19年3月31日現在）、年間出品台数284万台（平成19年3月期）、業界シェア33.4%（平成18年暦年）と業界トップの地位を確保しております。

このようにUSSグループがオークション業界のリーディングカンパニーとして、会員企業から絶大の支持と信頼をいただいているのは、昭和55年の創業以来、経営理念に「公正な市場の創造」と「会員との共生」を掲げ、常に他社に先駆けて最先端技術を導入したことに加え、業界最高水準の車両検査体制を確立してきたからにはほかなりません。

また、中長期的には、平成21年3月期までの中期経営計画である「Project343」（年間出品台数300万台、業界シェア40%、連結経常利益300億円）達成に向けて、昨年8月には札幌会場の増築、11月には大阪会場の立体型ストックヤードの新設などによりオークション処理能力を強化するなど積極的な設備投資を継続的に行い、オークション事業へ重点的に経営資源を投入し、中長期的に企業価値を増大させるべく努めております。そして、USSグループが「Project343」の下で継続的に企業価値を高めていくためには、こうした経営計画の基盤であるUSSグループの経営理念に掲げる基本的な考え方を今後も引き続き実践し、USSグループと会員企業との長期的な信頼関係を重視した経営を行うことが極めて重要であると考えております。

当社は、平成11年9月名古屋証券取引所第2部に、平成12年12月東京証券取引所、名古屋証券取引所第1部に当社株式を上場して以来、株式分割や単元株式数の変更などの措置を実施することによって、当社の株主層の拡大に努めてまいりました。その結果、平成19年3月末日現在、当社の株主数は9,640名となるとともに、その株主構成につきましても個人株主が大半を占めるに至り、当社株式の流動性は上場当初と比較して大きく向上しております。

当社といたしましては、今後も、当社株式の流動性の向上を図るとともに、安定的な経営を行い、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上を継続的に図ってまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

① 「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」導入の目的・経緯

当社は、平成18年5月16日開催の取締役会において、上記(1)記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、大規模買付者に対して事前に当該大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めるこによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が企業価値委員会（下記(5)に定義されます。以下同じ。）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を当社株主の皆様に対して提示すること、あるいは、当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値、ひいては当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的に、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定しました。また、当社は、平成18年6月28日開催の取締役会において、同日開催された当社第26期定時株主総会で選任されました取締役全員の賛成により、平成19年6月開催予定の第27期定時株主総会終結時まで本プランを継続することを決定しました。

本プランの内容につきましては、以下のとおりです。

② 本 プ ラ ン の 内 容

本プランの適用の対象となる大規模買付行為の定義

次のア. もしくはイ. に該当する行為（ただし、当社取締役会が予め承認をしたものをおきます。）またはその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」と総称します。）がなされ、またはなされようとする場合に、本プランが適用されるものとします。

- ア. 当社が発行者である株券等に関する大規模買付者の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- イ. 当社が発行者である株券等に関する大規模買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

### ③ 買付説明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始に先立ち、当社取締役会に対して、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続を遵守することを誓約する旨が記載され、大規模買付者代表者による署名または記名捺印のなされた書面（以下「買付説明書」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを企業価値委員会に提供いたします。

買付説明書には、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている大規模買付行為の概要等も明示していただきます。

当社は、大規模買付者から買付説明書の提供があった場合、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

### ④ 大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会が買付説明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、次のア. らるキ. までに掲げる情報（以下「大規模買付情報」と総称します。）を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、速やかにこれを企業価値委員会に対して提供いたします。

なお、企業価値委員会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断することや、企業価値委員会および当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成し、または代替案を当社株主の皆様に対して適切に提示すること（以下「評価等」といいます。）が困難であると判断した場合、当社取締役会は、合理的な期間の提出期限を定めた上で、かかる評価等のために必要な追加情報の提供を隨時大規模買付者に対して要求することができるものとします。

また、企業価値委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、速やかにその旨を当社株主の皆様に対して開示いたします。さらに、当社は、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するため必要と認められる情報を当社株主の皆様に対して開示いたします。

ア. 大規模買付者およびそのグループ（主要な株主または出資者および重要な子会社・関連会社を含み、ファンドの場合は主要な組合員、出資者（直接・間接を問いません。）その他の構成員ならびに業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）の概要（具体的な名称、資本構成、財務内容ならびに役員の氏名および略歴等を含みます。）

イ. 大規模買付行為の目的および内容（買付対価の額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性等を含みます。）

ウ. 買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）

- エ. 買付資金の裏付け（買付資金の提供者（実質的提供者（直接・間接を問いません。）を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
  - オ. 大規模買付行為の完了後に意図するUSSグループの経営方針、事業計画、資金計画、投資計画、資本政策および配当政策その他大規模買付行為完了後における当社の従業員、取引先、顧客、工場等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
  - カ. 大規模買付者が濫用的買収者（下記⑥に定義されます。以下同じ。）に該当しないことを誓約する旨の書面
  - キ. その他企業価値委員会が合理的に必要と判断し、買付説明書を当社取締役会が受領した日から10営業日以内に書面により大規模買付者に対して要求した情報
- ⑤ 買付説明書または大規模買付情報が提供されないまま大規模買付行為が開始された場合の手続  
大規模買付者が当社取締役会に対して買付説明書を提出せず、または大規模買付者が当社取締役会に対する大規模買付情報の提供を完了させることなく、大規模買付行為が開始された場合、企業価値委員会は、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために対抗措置（下記⑬の内容によります。以下同じ。）を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。
- ⑥ 企業価値委員会による濫用的買収者の判定  
企業価値委員会は、当該大規模買付者が濫用的買収者（次のア. からケ. までのいずれかの場合に該当することが疑われるに足りる相当な事情があると認められる者を総称していいます。以下同じ。）に該当するか否かを検討します。
- ア. 真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株式の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合
  - イ. 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲されることにある場合
  - ウ. 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合
  - エ. 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券などの高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合

- オ. 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、金額およびその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれに限りません。）が、当社の企業価値に照らして不十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- カ. 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買収や部分的公開買付けなどに代表される当社株主の皆様の判断の機会または自由を制約する構造上強圧的な方法による買収である場合
- キ. 大規模買付者による支配権取得により、当社株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損が予想されたり、当社の企業価値の維持および向上を妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、または大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値の比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- ク. 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、USSグループの重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- ケ. 大規模買付者の経営陣または主要株主に反社会的勢力と直接または間接に関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

#### ⑦ 濫用的買収者であると判定された場合の手続

企業価値委員会は、大規模買付者が濫用的買収者に該当すると認めた場合、企業価値委員会評価期間（下記⑧に定義されます。以下同じ。）の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

⑧ 企業価値委員会評価期間の設定等

企業価値委員会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じた次のア. またはイ. の期間（大規模買付情報の提供が完了したと企業価値委員会が判断した旨を当社が開示した日から起算されるものとします。）を、企業価値委員会による評価等のための期間（以下「企業価値委員会評価期間」といいます。）として設定します。なお、かかる企業価値委員会評価期間は、当社の事業内容の評価の困難さや、評価等の難易度などを勘案して設定されたものであり、大規模買付行為は企業価値委員会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

ア. 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：

60日間（初日不算入）

イ. 上記ア. を除く大規模買付行為が行われる場合：90日間（初日不算入）

企業価値委員会は、企業価値委員会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から評価等を行うものとします。企業価値委員会が評価等を行うにあたっては、原則として当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものとします。

なお、企業価値委員会が企業価値委員会評価期間内に下記⑩記載の勧告を行うに至らないことにつきやむを得ない事情があり、当社取締役会が企業価値委員会評価期間の延長に同意をする場合、企業価値委員会は、必要な範囲内で企業価値委員会評価期間を最大30日間（初日不算入）延長することができるものとします（なお、さらなる期間の延長を行う場合においても同様とします。）。そして、企業価値委員会が企業価値委員会評価期間を延長した場合、当社は、その趣旨を速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

⑨ 企業価値委員会評価期間中に大規模買付行為が開始された場合の手続

企業価値委員会は、大規模買付者が企業価値委員会評価期間中に大規模買付行為を開始したと認めた場合、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

## ⑩ 企業価値委員会の勧告手続

### ア. 企業価値委員会の勧告

企業価値委員会は、企業価値委員会評価期間内に、次の i から iii までに定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

#### i 企業価値委員会による対抗措置発動の勧告

本プランに別途定める場合のほか、大規模買付者が本プランに定める手続につきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後10営業日以内に当該違反が是正されない場合には、企業価値委員会は、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します（企業価値委員会は、必要と認める場合には、対抗措置の内容を特定し、対抗措置の発動に一定の条件等を付すことができるものとします。）。

かかる勧告がなされた場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

なお、企業価値委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合、対抗措置の発動の中止その他の再勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。

#### ii 企業価値委員会による株主の意思確認の勧告

企業価値委員会における評価等の結果、大規模買付者等から提示されたUSSグループの事業計画を含む買収提案等や、当社取締役会から提示されたUSSグループの事業計画等との間に明らかな相違があるとまでは認められない場合などにあっては、対抗措置を発動させることが当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために望ましいか否かの判断が困難であることが通常であると考えられますので、企業価値委員会は、当社取締役会に対して、株主総会において大規模買付行為に対する対抗措置の発動の要否や内容等について当社株主の皆様の意思を確認することを勧告します。かかる勧告が行われた場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

なお、企業価値委員会は、当社取締役会に対して株主総会における当社株主の皆様の意思確認を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合、これと異なる内容の再勧告を当社取締役会に対して行うできるものとします。

#### iii 企業価値委員会によるその他の勧告

企業価値委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動その他必要な内容の勧告を隨時行うこともできるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記 i および ii に準じるものとします。

#### イ. 当社取締役会による企業価値委員会の勧告の尊重

当社取締役会は、大規模買付者から提供された大規模買付情報その他の信頼できる客観的な資料や情報に基づき合理的と考えられる分析および検討を行うものとし、当該分析および検討の結果、企業価値委員会の勧告（再勧告を含みます。以下本イ.において同じ。）の前提となった事実の認識に重要かつ不注意な誤りがあると認められる場合や、その勧告の判断過程に明らかに不合理な点があると認められる場合などの特段の事情がある場合を除き、企業価値委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動・不発動または株主総会の招集などに関する必要な取締役会決議を行うものいたします（なお、当社取締役会は、対抗措置の発動を決議する際、場合により、当該対抗措置の内容として、法令等が許す範囲で、企業価値委員会に対して、対抗措置の廃止を含む一定の決定を行う権限を付与することができます。）。

かかる決議を行った場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

なお、企業価値委員会の再勧告により、当社取締役会が対抗措置を発動する場合、または新株予約権の割当ての中止や新株予約権の取得を行う場合などにおいては、当社株式に係る株価について変動リスクが生じる場合があります。

#### ⑪ 株主の意思確認手続

企業価値委員会から上記⑩ア. ii に定める株主総会における当社株主の皆様の意思確認の勧告がなされた場合であって、当該勧告の日から 2 ヵ月以内の日を会日とする当社株主総会の招集が当社取締役会において決議されていない場合には、当社取締役会は、法令等および当社定款に従い、臨時株主総会の招集手続を遅滞なく履践するものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置の発動の要否や内容等についての当社株主の皆様の意思確認のための決議は、株主総会において、議決権を行使することができる当社株主の皆様の議決権の過半数を有する当社株主の皆様が出席し、出席した当該株主の皆様の議決権の過半数をもって行われるものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置の発動およびその内容について当該株主総会において賛同する旨の決議が得られた場合、当社取締役会は、当該株主総会決議に従い、大規模買付行為に対する対抗措置を発動します。かかる対抗措置の発動に関する決議が当社取締役会において行われた場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

なお、企業価値委員会から上記⑩ア. ii に定める株主総会における当社株主の皆様の意思確認の勧告がなされた場合、大規模買付行為は、当該意思確認の手続が完了するまでの間実行されなければならないものとします。

## ⑫ 大規模買付情報の変更

当社取締役会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示をした後、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされた場合には、当社取締役会は、企業価値委員会の勧告に従って、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます。）について進めてきた本プランに基づく手続を中止し、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為について、変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として本プランに基づく手続を改めて適用することができるものとします。

## ⑬ 対抗措置の具体的な内容

当社が発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権の無償割当てまたは無償発行等によるものとします（以下、発行される新株予約権を「本新株予約権」といいます。）が、株主総会決議により他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合にはその他の法令等上利用可能な対抗措置が用いられることがあるものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i) 本プランに違反をした大規模買付者およびこの者と一定の関係にある者等（以下本⑯において「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件、(ii) 新株予約権者が例外事由該当者にあたるか否かにより異なる対価で当社がその本新株予約権を取得できる旨の条項（例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権についてはこれを当社が当社の普通株式と引換えに取得する一方、例外事由該当者に該当する新株予約権者が所有する本新株予約権については、これを他の財産（場合によりその一部を当社普通株式をもって代えることもできます。）と引換えに取得することができる旨を定めた条項）や、(iii) 当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨の条項など、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

#### (4) 本プランの有効期間ならびに継続、廃止および変更について

本プランの有効期間は、平成21年6月30日までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または②当社の取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。したがって、本プランは、当社株主の皆様のご意向に従って随時これを廃止させることができます。

なお、当社は、取締役の任期を1年としておりますところ、当社は、取締役選任議案には、各取締役候補者の本プランに対する賛否を記載する予定であり、毎年の定期株主総会における取締役選任議案を通じて、本プランの継続、廃止、または変更について、当社株主の皆様のご意向を随時反映させることができます。

本プランについては、当社定期株主総会の終結後最初に開催される取締役会において、その継続、廃止または変更の是非につき検討・決議を行います。

また、当社は、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、企業価値委員会に対して諮問をした上で、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合があります。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

#### (5) 企業価値委員会について

当社は、本プランの導入に当たり、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の社外取締役の中の3名以上から構成される企業価値委員会（以下「企業価値委員会」といいます。）を設置しました。

当社は、本プランの導入当初における企業価値委員会の委員として、林 勇氏、真殿 達氏および佐藤浩史氏の3名を選任しております。

企業価値委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

#### (6) 株主および投資家の皆様への影響

##### ① 本プラン導入時に株主および投資家の皆様へ与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。したがって、当社株主の皆様および投資家の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

② 本新株予約権の発行時に株主および投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として大規模買付行為に対する対抗措置をとることがありますが、現在想定されている対抗措置の仕組み上、当社株主および投資家の皆様（本プランに違反した大規模買付者およびこの者と一定の関係にある者は除きます。）の権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、上記(3)⑬の規定に従い他の対抗措置を用いることが当社の株主総会において決議された場合には、当該対抗措置の内容次第では、当該対抗措置の発動の結果、当社株主の皆様または投資家の皆様の権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性もないわけではありませんので、この点予めご承知おきください。

なお、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、本新株予約権の割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する本新株予約権の基準日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

また、無償割当てがなされた本新株予約権の行使および取得の手続について当社株主の皆様に関わる手続は、次のとおりです。

ア. 本新株予約権を行使する場合

当社株主の皆様が本新株予約権を行使することとなる場合、新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に本新株予約権の無償割当てをすることになった際に、法令等に基づき別途お知らせいたします。

イ. 本新株予約権を取得する場合

当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得の対象となる本新株予約権を保有する当社株主の皆様は上記ア. の本新株予約権の行使に係る何らかの手続を執ることなく、当社が本新株予約権を取得し、当社株主の皆様は、大規模買付者またはその共同保有者もしくは特別関係者に該当する場合を除き、これと引換えに当社株式の交付を受けることになります。

(7) 上記の取組みに対する当社取締役会の判断および判断に係る理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社の平成21年3月期までの中期経営計画である「Project343」は、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上を継続的に図っていくための具体的方策として定められたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

- ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、以下の諸点を考慮し織り込むことにより、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みが、当社の基本方針に沿い、当社の企業価値ないし株主共同の利益を損なうものではなく、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

ア. 株主共同の利益の確保・向上

本プランは、上記(3)①記載のとおり、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報および時間を確保し、もって当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として導入されるものです。

また、かかる目的で導入された本プランが遵守されない場合、または本プランが遵守された場合であっても、上記(3)⑦記載のとおり、当該大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社は対抗措置を発動することがありますが、かかる対抗措置は、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として発動されるものです。

イ. 事前の開示

当社は、当社株主・投資家の皆様および大規模買付者の予見可能性を高め、当社株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等および証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

ウ. 株主意思の重視

上記(4)記載のとおり、本プランの有効期間は、平成21年6月30日までとします。

また、上記(4)記載のとおり、当社取締役会は、当社株主の皆様に対する経営陣の責任を明確化するため、取締役の任期を1年としており、当社は、取締役選任議案には、各取締役候補者の本プランに対する賛否を記載する予定です。したがって、毎年の定期株主総会における取締役選任議案等を通じて、本プランの継続、廃止、または変更について、当社株主の皆様のご意向を随時反映させることができます。

エ. 企業価値委員会の設置

当社取締役会は、上記(5)記載のとおり、本プランに基づく対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するために企業価値委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動等する場合には、企業価値委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

オ. 外部専門家の意見の取得

上記(3)⑧記載のとおり、企業価値委員会が当社取締役会に対する諮問の前提として評価等を行うにあたっては、原則として当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものとします。これにより、当社取締役会に対して勧告を行う企業価値委員会の判断の客觀性および合理性が担保されることになります。

カ. デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記(4)記載のとおり、本プランおよび本プランに基づく対抗措置の発動として割り当てられる新株予約権については、当社の株主総会で選任された取締役で構成する取締役会の決議などにより、いつでも、廃止ないしは取得・消却を行うことができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

---

(注) 1. 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てております。  
2. 消費税等の会計処理方法については、税抜方式を採用しております。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(平成19年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	41,066,965	流動負債	32,510,142
現金および預金	21,149,728	オーフショナル勘定	16,811,230
オークション貸勘定	14,983,374	支払手形および買掛金	527,390
受取手形および売掛金	1,957,762	短期借入金	2,305,920
たな卸資産	1,061,845	未払法人税等	5,945,162
前払費用	182,962	預り金	2,822,869
繰延税金資産	961,673	賞与引当金	417,013
その他の流動資産	816,222	その他の流動負債	3,680,556
貸倒引当金	△ 46,604	固定負債	7,674,031
固定資産	105,105,446	長期借入金	3,049,420
有形固定資産	92,476,385	預り保証金	3,617,080
建物および構築物	36,793,638	退職給付引当金	114,851
機械装置および運搬具	1,706,655	役員退職慰労引当金	421,953
器具および備品	3,546,234	再評価に係る繰延税金負債	470,725
土地	48,910,213		
建設仮勘定	1,519,643		
無形固定資産	3,706,118	負債合計	40,184,173
のれん	2,532,418	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	1,173,700	株主資本	109,741,343
投資その他の資産	8,922,943	資本金	18,581,613
投資有価証券	1,405,226	資本剰余金	27,692,443
長期貸付金	7,937	利益剰余金	69,237,340
長期前払費用	792,811	自己株式	△ 5,770,053
前払年金費用	38,503	評価・換算差額等	△ 4,755,672
投資不動産	1,719,513	その他有価証券評価差額金	223,310
繰延税金資産	622,542	土地再評価差額金	△ 4,978,983
再評価に係る繰延税金資産	3,358,980	少數株主持分	1,002,567
その他の投資その他の資産	1,095,172	純資産合計	105,988,238
貸倒引当金	△ 117,745		
資産合計	146,172,412	負債・純資産合計	146,172,412

## 連結損益計算書

〔平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで〕

(単位:千円)

科 目		金 額
売 上 高		64,568,884
売 上 原 価		27,580,367
売 上 総 利 益		36,988,517
販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費		12,171,259
営 業 利 益		24,817,257
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 お よ び 配 当 金		20,241
不 動 産 賃 貸 収 入		176,599
投 資 事 業 組 合 運 用 益		130,371
そ の 他 の 営 業 外 収 益		307,040
営 業 外 費 用		634,252
支 払 利 息		49,531
不 動 産 賃 貸 原 価		11,951
そ の 他 の 営 業 外 費 用		29,244
経 常 利 益		90,727
特 別 利 益		25,360,782
固 定 資 産 売 却 益		151,105
貸 倒 引 当 金 戻 入 益		23,782
特 別 損 失		174,888
固 定 資 産 除 売 却 損		35,182
減 損		12,852
前 期 損 益 修 正 損		46,112
そ の 他 特 別 損 失		22,448
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		116,595
法 人 税 、 住 民 税 お よ び 事 業 税		10,864,817
法 人 税 等 調 整 額	△ 164,503	10,700,314
少 数 株 主 利 益		327,851
当 期 純 利 益		14,390,909

## 連結株主資本等変動計算書

〔平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで〕

(単位:千円)

	株 主 資 本 合 計				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成18年3月31日 残高	18,249,454	27,360,285	58,140,646	△1,768,070	101,982,316
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	332,158	332,158	—	—	664,316
剩 余 金 の 配 当	—	—	△ 3,144,220	—	△ 3,144,220
利益処分による役員賞与	—	—	△ 74,220	—	△ 74,220
当 期 純 利 益	—	—	14,390,909	—	14,390,909
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△4,525,785	△ 4,525,785
自 己 株 式 の 处 分	—	—	△ 75,773	523,801	448,028
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	332,158	332,158	11,096,694	△4,001,983	7,759,027
平成19年3月31日 残高	18,581,613	27,692,443	69,237,340	△5,770,053	109,741,343

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他の有価証券評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成18年3月31日 残高	389,196	△4,979,982	△4,590,786	675,609	98,067,140
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	—	—	—	—	664,316
剩 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△ 3,144,220
利益処分による役員賞与	—	—	—	—	△ 74,220
当 期 純 利 益	—	—	—	—	14,390,909
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	△ 4,525,785
自 己 株 式 の 处 分	—	—	—	—	448,028
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△165,886	999	△ 164,886	326,957	162,070
連結会計年度中の変動額合計	△165,886	999	△ 164,886	326,957	7,921,098
平成19年3月31日 残高	223,310	△4,978,983	△4,755,672	1,002,567	105,988,238

## 連結注記表

### I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 16社  
子会社についてはすべて連結しており「1. 企業集団の現況に関する事項 (6) 重要な子会社等の状況 ①子会社等の状況」に記載しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社  
株式会社藤岡インター・オートオークションであります。  
なお、株式会社藤岡インター・オートオークションは、平成19年2月1日に新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法適用の関連会社に含めております。  
(2) 持分法を適用していない関連会社数 2社  
株式会社インフォキャリー、UG Powers株式会社であります。  
この2社は、事業における影響および金額的重要性が軽微であるため、持分法の適用から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準および評価方法  
(イ) 有価証券  
その他有価証券 時価のあるもの 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
時価のないもの 移動平均法に基づく原価法  
(ロ) たな卸資産 移動平均法に基づく原価法（ただし、車両については個別法に基づく原価法）  
(2) 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産および投資不動産 定率法  
無形固定資産（ソフトウェア） ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。  
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、以下の方法により計上しております。

一般債権

貸倒実績率法

貸倒懸念債権および破産更生債権等

財務内容評価法

賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務から適格退職年金制度にかかる年金資産の額を控除した額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

支出時に全額費用処理しております。

重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の貸借取引に準じた会計処理によっております。

消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

5. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

6. のれんの償却に関する事項

のれんは、5年間で均等償却しております。

(会計方針の変更)

(1) 役員賞与に関する会計基準

当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号）を適用しております。これにより営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ83,200千円減少しております。

(2) 連結貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。この変更による損益への影響はありません。従来の「資本の部」の合計に相当する金額は104,985,671千円あります。

(3) 企業結合会計基準および事業分離等会計基準

当連結会計年度から「企業結合に係る会計基準」（平成15年10月31日）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成17年12月27日）ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日）を適用しております。

## II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	22,711,229千円
投資不動産の減価償却累計額	11,287千円
2. 土地の再評価	
当社および一部の連結子会社は、第22期（平成14年3月期）において、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。当該評価差額にかかる税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」または「再評価に係る繰延税金負債」として、それぞれ資産の部または負債の部に計上し、これらを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。	
再評価の方法	
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法により算出しております。	
再評価を行った年月日	平成14年3月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価格との差額	△3,865,890千円
3. 連結会計年度末日満期手形	
連結会計年度末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。	
受取手形	8,975千円
支払手形	562千円

## III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	32,486,932株	117,130株	一株	32,604,062株

(注) 発行済株式総数の増加は、新株予約権（旧商法に基づく新株引受権を含む）の権利行使による新株の発行によるものであります。

### 2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	144,006株	587,905株	60,138株	671,773株

(注) 自己株式の数の増加は、定款の定めによる取締役会決議に基づく市場買付による増加587,870株、単元未満株式の買取りによる増加35株であります。自己株式の数の減少は、株式交換により株式会社ケーユーエイ北陸を当社100%出資子会社としたことによるものであります。

### 3. 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

##### イ・平成18年6月28日開催の第26期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	1,536,288千円
・1株当たり配当額	47円50銭
・基準日	平成18年3月31日
・効力発生日	平成18年6月29日

##### ロ・平成18年11月14日開催取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	1,607,931千円
・1株当たり配当額	50円00銭
・基準日	平成18年9月30日
・効力発生日	平成18年12月11日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

・配当金の総額	1,596,614千円
・1株当たり配当額	50円00銭
・基準日	平成19年3月31日
・効力発生日	平成19年6月27日

### IV. 1株当たり情報に関する注記

#### 1. 1株当たり純資産額

3,287円75銭

#### 2. 1株当たり当期純利益

447円12銭

### V. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

### VI. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(平成19年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	20,337,049	流动負債	26,856,165
現金および預金	6,294,740	オーバーション借勘定	12,335,097
オークション貸勘定	10,841,427	買掛金	5,071
売掛金	227,361	短期借入金	4,400,000
商品	155,191	一年内返済予定長期借入金	2,166,000
貯蔵品	23,535	未払金	1,649,482
短期貸付金	1,857,580	未払費用	151,259
繰延税金資産	442,361	未払法人税等	3,810,000
その他の流动資産	496,327	賞与引当金	184,126
貸倒引当金	△ 1,476	その他の流动負債	2,155,128
固定資産	98,601,065	固定負債	4,995,674
有形固定資産	44,820,499	長期借入金	2,501,000
建物	11,089,761	預り保証金	2,074,700
構築物	3,666,995	役員退職慰労引当金	419,973
車両運搬具	71,825	負債合計	31,851,840
器具および備品	1,909,347	(純資産の部)	
土地	26,640,269	株主資本	91,841,947
建設仮勘定	1,442,300	資本金	18,581,613
無形固定資産	589,826	資本剰余金	23,283,778
借地権	227,511	資本準備金	23,283,778
ソフトウェア	334,400	利益剰余金	55,746,609
その他の無形固定資産	27,914	利益準備金	370,469
投資その他の資産	53,190,738	その他利益剰余金	55,376,139
投資有価証券	1,358,700	別途積立金	42,705,000
関係会社株式	4,088,361	繰越利益剰余金	12,671,139
長期貸付金	578,899	自己株式	△ 5,770,053
長期前払費用	754,227	評価・換算差額等	△ 4,755,672
前払年金費用	38,503	その他有価証券評価差額金	223,310
積立保険料	127,171	土地再評価差額金	△ 4,978,983
投資不動産	42,003,346	純資産合計	87,086,275
繰延税金資産	268,110	負債・純資産合計	118,938,115
再評価に係る繰延税金資産	3,351,254		
その他の投資その他の資産	629,441		
貸倒引当金	△ 7,277		
資産合計	118,938,115		

## 損 益 計 算 書

〔平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで〕

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	28,579,481
売 上 原 価	8,685,001
売 上 総 利 益	19,894,479
販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費	3,799,776
営 業 利 益	16,094,703
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 お よ び 配 当 金	1,334,092
不 動 産 賃 貸 収 入	2,045,811
そ の 他 の 営 業 外 収 益	258,352
営 業 外 費 用	3,638,256
支 払 利 息	91,838
不 動 産 賃 貸 原 価	1,735,339
そ の 他 の 営 業 外 費 用	26,985
経 常 利 益	1,854,162
特 別 利 益	17,878,797
固 定 資 産 売 却 益	149,150
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	8,313
抱 合 せ 株 式 消 減 差 益	748,801
特 別 損 失	906,265
固 定 資 産 除 売 却 損	6,565
税 引 前 当 期 純 利 益	6,565
法 人 税 、 住 民 税 お よ び 事 業 税	18,778,496
法 人 税 等 調 整 額	6,908,059
当 期 純 利 益	△ 30,977
	6,877,081
	11,901,415

## 株主資本等変動計算書

〔平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで〕

(単位:千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計	自 己 株 式	
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	別 途 積 立 金			
平成18年3月31日 残高	18,249,454	22,951,620	370,469	37,705,000	9,041,039	47,116,508	△1,768,070	86,549,514
当事業年度中の変動額								
新 株 の 発 行	332,158	332,158	—	—	—	—	—	664,316
別途積立金の増減	—	—	—	5,000,000	△ 5,000,000	—	—	—
剩 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△ 3,144,220	△ 3,144,220	—	△ 3,144,220
利益処分による役員賞与	—	—	—	—	△ 51,320	△ 51,320	—	△ 51,320
当 期 純 利 益	—	—	—	—	11,901,415	11,901,415	—	11,901,415
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	△4,525,785	△ 4,525,785
自 己 株 式 の 处 分	—	—	—	—	△ 75,773	△ 75,773	523,801	448,028
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
当事業年度中の変動額合計	332,158	332,158	—	5,000,000	3,630,100	8,630,100	△4,001,983	5,292,433
平成19年3月31日 残高	18,581,613	23,283,778	370,469	42,705,000	12,671,139	55,746,609	△5,770,053	91,841,947

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 產 合 計	
	そ の 他 有 価 証 券 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
		評 価 差 額 金			
平成18年3月31日 残高	389,196	△4,979,982	△4,590,786	81,958,728	
当事業年度中の変動額					
新 株 の 発 行	—	—	—	664,316	
別途積立金の増減	—	—	—	—	
剩 余 金 の 配 当	—	—	—	△ 3,144,220	
利益処分による役員賞与	—	—	—	△ 51,320	
当 期 純 利 益	—	—	—	11,901,415	
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△ 4,525,785	
自 己 株 式 の 处 分	—	—	—	448,028	
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)	△165,886	999	△ 164,886	△ 164,886	
当事業年度中の変動額合計	△165,886	999	△ 164,886	5,127,546	
平成19年3月31日 残高	223,310	△4,978,983	△4,755,672	87,086,275	

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準および評価方法

##### (i) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社および関連会社株式

その他有価証券

時価のあるもの

時価のないもの

##### (ii) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品

貯蔵品

移動平均法に基づく原価法

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法に基づく原価法

移動平均法に基づく原価法

移動平均法に基づく原価法（ただし、車両については個別法に基づく原価法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産および投資不動産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、以下の方法により計上しております。

貸倒実績率法

財務内容評価法

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務から適格退職年金制度にかかる年金資産の額を控除した額を計上しております。

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理をしております。

リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

#### (会計方針の変更)

##### (1) 役員賞与に関する会計基準

当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号）を適用しております。これにより営業利益、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ60,300千円減少しております。

##### (2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。この変更による損益への影響はありません。

従来の「資本の部」の合計に相当する金額は87,086,275千円であります。

##### (3) 企業結合会計基準および事業分離等会計基準

当事業年度から「企業結合に係る会計基準」（平成15年10月31日）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成17年12月27日）ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日）を適用しております。

### 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	12,472,461千円
投資不動産の減価償却累計額	4,373,750千円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	2,090,202千円
長期金銭債権	578,899千円
短期金銭債務	5,280,287千円
(3) 第22期（平成14年3月期）において「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、「再評価に係る繰延税金資産」を投資その他の資産に、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。	
再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿残高との差額は△3,356,245千円であります。	

### 3. 損益計算書に関する注記

#### 関係会社との取引高

売上高	663,771千円
営業費用	2,124,635千円
営業取引以外の取引高	2,029,565千円

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	144,006株	587,905株	60,138株	671,773株

(変動事由の概要)

増加株式数の内訳は次の通りであります。

自己株式の買付による増加 587,870株

単元未満株式の買取りによる増加 35株

減少株式数の内訳は次の通りであります。

株式交換により株式会社ケーユーエイ北陸を子会社化したことによる減少 60,138株

#### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生のおもな原因別の内訳

流動資産

繰延税金資産

① 賞与引当金否認	74,073千円
② 未払事業税否認	299,097千円
③ 未払金否認	68,675千円
④ 未払事業所税否認	<u>514千円</u>
繰延税金資産合計	442,361千円

固定資産

繰延税金資産

① 役員退職慰労引当金繰入額否認	168,955千円
② 建物等有姿除却損否認	83,093千円
③ 少額減価償却資産償却限度超過額	25,175千円
④ その他有価証券評価差額金	△150,305千円
⑤ 投資有価証券評価減自己否認額	99,009千円
⑥ その他	<u>42,182千円</u>
繰延税金資産合計	268,110千円

#### 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 当事業年度の末日におけるリース物件の取得原価相当額	1,919,676千円
(2) 当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額	982,565千円
(3) 当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額	937,111千円

#### 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,727円21銭
(2) 1株当たり当期純利益	369円77銭

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 役員および個人主要株主等

(単位：千円)

会社名 または個人名	住所	資本金	役員および会社の内容		議決権等の の持分割合	関係内容 役員の 兼務等	事業上の関係	取引内容		台数 (台)	取引金額	科目	期末残高
			事業の内容 または職業	議決権等の所有状況				営業取引	オークション取引				
株式会社服部モータース	愛知県東海市	50,000	自動車販売・修理業	当社代表取締役および主要株主である服部太が100%を直接所有	%	2.2	なし	営業取引	オークション出品 オークション成約 オークション落札 その他	16,890 7,846 1,283 —	63,716 48,564 11,531 56	オークション貸勘定 (オークション借勘定)	(151,611)
株式会社昭和	愛知県名古屋市緑区	10,000	自動車販売・リース業	当社代表取締役安藤之弘が99%を直接所有	—	—	なし	営業取引	オークション出品 オークション成約 オークション落札 その他	2,901 810 192 —	13,180 4,945 1,521 4	オークション貸勘定 (オークション借勘定)	(18,316)
メトロ商事有限会社	福岡県福岡市博多区	3,000	自動車販売・修理業	当社代表取締役田村文彦が83%を直接所有	—	—	なし	営業取引	オークション出品 オークション成約 オークション落札 その他	336 91 122 —	797 778 887 27	オークション貸勘定 (オークション借勘定)	(3—)
株式会社オートマックス買取サービス	福岡県福岡市博多区	5,000	自動車販売・修理業	当社取締役合野栄治およびその近親者が100%を直接所有	—	—	なし	営業取引	オークション出品 オークション成約 オークション落札 その他	23,434 7,033 651 —	77,719 42,631 5,717 68	オークション貸勘定 (オークション借勘定)	(37,595)
株式会社博多流通	福岡県福岡市博多区	5,000	自動車販売・修理業	当社取締役合野栄治が85%を直接所有	—	—	なし	営業取引	オークション出品 オークション成約 オークション落札 その他	16,519 6,234 395 —	54,368 37,898 3,252 68	オークション貸勘定 (オークション借勘定)	(79,098)
有限会社メトロコス	福岡県粗谷郡	3,500	自動車販売・修理業	当社取締役三島敏雄およびその近親者が100%を直接所有	—	—	なし	営業取引	オークション出品 オークション成約 オークション落札 その他	14,199 4,911 758 —	48,024 29,681 7,015 22	オークション貸勘定 (オークション借勘定)	(50,374)
株式会社マスダオート	埼玉県三郷市	10,000	自動車販売・修理業	当社取締役増田元廣およびその近親者が90%を直接所有	—	—	なし	営業取引	オークション出品 オークション成約 オークション落札 その他	6,517 3,486 1,030 —	26,848 21,606 8,893 6	オークション貸勘定 (オークション借勘定)	(5,010)
株式会社華蓮	愛知県名古屋市中村区	10,000	不動産賃貸業	当社代表取締役および主要株主である服部太の長女鳥居加菜が100%を直接所有	—	—	なし	土建賃貸 地物借 営業取引	不動産賃借	—	55,290	—	—

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方式

オークション取引については、当社オートオークション規則により、一般会員と同様の取引条件によっております。

2. 上記表中、取引内容欄「その他」は、出品売上高、代行手数料等のその他営業収入を表しております。

3. 上記取引については、消費税抜きの金額で記載しております。

(2) 子会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容 または職業	議決権等 の所有割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
子会社	株式会社 ユー・エス・エス群馬	群馬県 藤岡市	250,000	中古自動車の オークション 会場運営	直接100%	4名	なし	資金の借入 利息の支払	1,400,000 11,432	短期借入金 —	1,400,000 —
子会社	株式会社 ユー・エス・物流	愛知県 東海市	30,000	貨物自動車運送	直接100%	6名	役務の受入れ	出品車両引廻し業務 守衛業務	1,132,665 275,868	その他の流動負債 その他の流動負債	140,208 20,833

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方式

(1) 株式会社ユー・エス・エス群馬からの借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間1年としています。なお、担保の提供はしておりません。

(2) 出品車両引廻し業務および守衛業務については、市場価格を勘案して一般的な取引条件と同様に決定しております。

2. 上記取引については、消費税抜きの金額で記載しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成19年5月2日

株式会社ユー・エス・エス  
取締役会御中

#### みすゞ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 稲 越 千 束 印  
業務執行社員  
指 定 社 員 公認会計士 宮 本 正 司 印  
業務執行社員

#### アーク監査法人

指 定 社 員 公認会計士 三 浦 昭 彦 印  
業務執行社員  
指 定 社 員 公認会計士 新 井 盛 司 印  
業務執行社員

私どもは、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユー・エス・エスの平成18年4月1日から平成19年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、私どもの責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私どもに連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。私どもは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユー・エス・エス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私ども両監査法人又はそれぞれの業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成19年5月2日

株式会社ユー・エス・エス  
取締役会御中

#### みすず監査法人

指定社員 公認会計士 稲 越 千 束 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宮 本 正 司 印  
業務執行社員

#### アーク監査法人

指定社員 公認会計士 三 浦 昭 彦 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 新 井 盛 司 印  
業務執行社員

私どもは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユー・エス・エスの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、私どもの責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私どもに計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。私どもは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私ども両監査法人又はそれぞれの業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に  
関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告  
いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

当監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について  
報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応  
じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用  
人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な  
会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明  
を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査い  
たしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他  
株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項  
に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統  
制システム）の状況を監視および検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127  
条第1号の基本方針および第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏ま  
え、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報  
の交換を図り、子会社に対し事業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き、業務および財産の状況を  
調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について  
検討いたしました。

さらに、一時会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検  
証するとともに、一時会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求  
めました。また、一時会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会  
社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計  
審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づ  
き、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記  
表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等  
変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

一時会計監査人アーク監査法人およびみすず監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

一時会計監査人アーク監査法人およびみすず監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成19年5月7日

株式会社ユー・エス・エス 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 井 上 幸 彦 印

常勤監査役（社外監査役） 武 井 益 良 印

監 査 役（社外監査役） 大 塚 功 印

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な政策と位置づけ、収益性の向上や財務体質の強化を図りながら、連結業績を加味した利益還元を実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当該当社基本方針に基づき、財務状況や通期の業績等を総合的に勘案したうえで、株主の皆様のご支援・ご期待にお応えするため、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

#### ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金50円 配当総額は1,596,614,450円

なお、中間配当金として50円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり100円となります。

#### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年6月27日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

株主総会の招集権者および議長を取締役社長に変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 (招集権者および議長) 第15条 株主総会は、取締役 <u>会長</u> がこれを招集し、議長となる。 2 取締役 <u>会長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	第3章 株主総会 (招集権者および議長) 第15条 株主総会は、取締役 <u>社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2 取締役 <u>社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

### 第3号議案 取締役18名選任の件

取締役全員（18名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役18名の選任をお願いするものであります。

なお、各候補者は、平成18年5月16日開催の当社取締役会にて導入が決定された「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」について、引き続き継続することに賛成しております。「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の詳細につきましては、事業報告「7. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」をご覧ください。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所持する当社株式の数
1	服 部 太 (昭和11年12月1日生)	昭和55年10月 当社取締役副社長 昭和57年7月 当社代表取締役社長 平成18年6月 当社代表取締役会長兼最高経営責任者（CEO）（現任） 【他の法人等の代表状況】 平成18年6月 株式会社ユー・エス・エス岡山代表取締役会長（現任） 平成18年6月 株式会社ユー・エス・エス札幌代表取締役会長（現任） 平成18年6月 株式会社ユー・エス・エス東京みずほ代表取締役会長（現任） 平成18年6月 株式会社ユー・エス・エス群馬代表取締役会長（現任） 平成18年6月 株式会社ユー・エス・エス東北代表取締役会長（現任） 平成18年6月 株式会社USS関西代表取締役会長（現任） 平成18年6月 株式会社ユー・エス・エス横浜代表取締役会長（現任） 平成18年6月 株式会社USS流通オートオーディション代表取締役会長（現任） 平成18年6月 株式会社ユー・エス物流代表取締役会長（現任） 平成18年6月 株式会社ワールド自動車代表取締役会長（現任） 平成18年6月 株式会社USS東洋代表取締役会長（現任） 平成18年10月 株式会社USS新潟代表取締役会長（現任） 平成19年3月 株式会社USS北陸代表取締役会長（現任） 平成19年4月 株式会社USS藤岡代表取締役会長（現任）	3,328,260株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所持する当社株式の当社数
2	安藤之弘 (昭和21年12月2日生)	昭和57年7月 当社取締役 平成元年11月 当社専務取締役 平成7年6月 当社取締役副社長 平成12年6月 当社取締役副社長名古屋事業本部本部長 平成18年6月 当社代表取締役社長（現任） 【他の法人等の代表状況】 平成18年6月 株式会社ユー・エス・エス岡山代表取締役社長（現任） 平成18年6月 株式会社ユー・エス・エス札幌代表取締役社長（現任） 平成18年6月 株式会社ユー・エス・エス東京みずほ代表取締役社長（現任） 平成18年6月 株式会社ユー・エス・エス群馬代表取締役副会長（現任） 平成18年6月 株式会社ユー・エス・エス東北代表取締役社長（現任） 平成18年6月 株式会社USS関西代表取締役社長（現任） 平成18年6月 株式会社ユー・エス・エス横浜代表取締役社長（現任） 平成18年6月 株式会社USS流通オートオータクション代表取締役社長（現任） 平成18年6月 株式会社ユー・エス物流代表取締役社長（現任） 平成18年6月 株式会社ワールド自動車代表取締役社長（現任） 平成18年6月 株式会社USS東洋代表取締役社長（現任） 平成18年10月 株式会社USS新潟代表取締役社長（現任） 平成19年3月 株式会社USS北陸代表取締役社長（現任） 平成19年4月 株式会社USS藤岡代表取締役社長（現任）	906,170株
3	田村文彦 (昭和15年11月3日生)	平成元年7月 株式会社ユー・エス・エス九州専務取締役 平成7年3月 当社専務取締役 平成7年6月 当社取締役副社長九州事業本部本部長 平成18年6月 当社代表取締役副会長九州事業本部長（現任）	61,060株
4	原重雄 (昭和16年4月1日生)	平成5年11月 株式会社ユー・エス・エス東京専務取締役 平成8年1月 当社取締役副社長東京事業本部本部長 平成18年6月 当社代表取締役副会長東京事業本部長（現任）	90,460株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所持する当社株式の当社数
5	瀬 田 大 (昭和41年12月23日生)	<p>平成16年1月 当社執行役員名古屋事業本部副本部長</p> <p>平成16年6月 当社取締役名古屋事業本部副本部長</p> <p>平成18年6月 当社代表取締役副社長オークション運営本部長兼名古屋事業本部長（現任） 〔他の法人等の代表状況〕</p> <p>平成18年3月 株式会社USSサポートサービス代表取締役社長（現任）</p> <p>平成18年4月 UG Powers株式会社代表取締役社長（現任）</p> <p>平成18年6月 株式会社ユー・エス・エス岡山代表取締役副社長（現任）</p> <p>平成18年6月 株式会社ユー・エス・エス札幌代表取締役副社長（現任）</p> <p>平成18年6月 株式会社ユー・エス・エス東京みずほ代表取締役副社長（現任）</p> <p>平成18年6月 株式会社ユー・エス・エス群馬代表取締役副社長（現任）</p> <p>平成18年6月 株式会社USS関西代表取締役副社長（現任）</p> <p>平成18年6月 株式会社ユー・エス・エス横浜代表取締役副社長（現任）</p> <p>平成18年6月 株式会社USS流通オートオークション代表取締役副社長（現任）</p> <p>平成18年6月 株式会社ユー・エス物流代表取締役副社長（現任）</p> <p>平成18年6月 株式会社ワールド自動車代表取締役副社長（現任）</p> <p>平成18年6月 株式会社USS東洋代表取締役副社長（現任）</p> <p>平成18年10月 株式会社USS新潟代表取締役副社長（現任）</p> <p>平成19年3月 株式会社USS北陸代表取締役副社長（現任）</p>	690,090株
6	増 田 元 廣 (昭和22年12月27日生)	<p>平成6年6月 株式会社ユー・エス・エス東京取締役</p> <p>平成7年1月 同社常務取締役</p> <p>平成8年1月 当社専務取締役</p> <p>平成13年6月 当社専務取締役東京事業本部副本部長</p> <p>平成18年6月 当社取締役副社長東京事業本部副本部長（現在）</p>	35,460株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所持する当社株式の当社数
7	合野栄治 (昭和24年6月6日生)	平成元年7月 株式会社ユー・エス・エス九州常務取締役 平成7年3月 当社常務取締役 平成7年6月 当社専務取締役九州事業本部副本部長 平成13年6月 当社専務執行役員 平成15年6月 当社専務取締役九州事業本部副本部長 平成18年6月 当社取締役副社長九州事業本部副本部長（現任）	132,060株
8	三島敏雄 (昭和22年1月12日生)	平成元年7月 株式会社ユー・エス・エス九州取締役 平成7年3月 当社取締役 平成8年6月 当社常務取締役九州事業本部営業担当 平成13年6月 当社常務執行役員 平成15年3月 当社専務執行役員 平成18年6月 当社専務取締役九州事業本部福岡会場担当（現任）	122,060株
9	山中雅文 (昭和29年12月16日生)	平成12年1月 当社統括本部財務部長 平成16年1月 当社執行役員統括本部財務部長 平成16年6月 当社取締役統括本部財務部長 平成18年6月 当社常務取締役統括本部長（現任）	3,090株
10	池田浩照 (昭和36年5月3日生)	平成13年1月 当社名古屋事業本部業務部長 平成16年1月 当社執行役員名古屋事業本部業務部長 平成16年6月 当社取締役名古屋事業本部業務部長 平成18年6月 当社常務取締役システム本部長（現任）	3,100株
11	赤瀬雅之 (昭和37年11月8日生)	平成13年1月 当社名古屋事業本部営業部長 平成16年1月 当社執行役員名古屋事業本部営業部長 平成16年6月 当社取締役名古屋事業本部営業部長 平成18年6月 当社常務取締役オーフィス運営本部副本部長（現任）	4,760株
12	井之上浩昭 (昭和35年11月14日生)	平成13年1月 当社名古屋事業本部車両部長 平成16年1月 当社執行役員名古屋事業本部車両部長 平成16年6月 当社取締役名古屋事業本部車両部長 平成17年8月 当社取締役静岡事業本部本部長 平成18年6月 当社取締役静岡事業本部長（現任）	2,030株
13	古賀靖永 (昭和35年8月24日生)	平成6年8月 株式会社ユー・エス・エス九州営業部長 平成7年3月 当社九州事業本部営業部長 平成16年1月 当社執行役員九州事業本部営業部長 平成16年6月 当社取締役九州事業本部営業部長 平成18年6月 当社取締役九州事業本部九州会場担当（現任）	2,240株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所持する当社株式の数
14	小島 良信 (昭和28年8月19日生)	平成13年4月 当社統括本部総務部次長 平成13年6月 当社統括本部総務部長 平成18年6月 当社取締役統括本部副本部長兼総務部長 平成19年5月 当社取締役統括本部副本部長兼総務部ゼネラルマネージャー(現任)	1,050株
15	岡田 英雄 (昭和16年2月16日生)	昭和40年3月 株式会社日本工業新聞社入社 平成14年6月 同社常務取締役 平成17年6月 同社顧問(現任) 平成18年6月 当社取締役(現任)	一株
16	林 勇 (昭和20年12月15日生)	平成12年4月 大阪産業大学経営学部助教授 平成16年4月 同大学経営学部教授(現任) 平成18年6月 当社取締役(現任)	一株
17	真殿 達 (昭和22年7月28日生)	昭和46年4月 日本輸出入銀行(現国際協力銀行)入行 平成13年4月 同行審議役 平成14年4月 麗澤大学国際経済学部教授(現任) 株式会社アイジック代表取締役(現任) 平成18年6月 当社取締役(現任)	一株
18	佐藤 浩史 (昭和40年3月21日生)	昭和63年10月 司法試験合格 平成3年4月 名古屋弁護士会(現愛知県弁護士会)登録 平成7年4月 佐藤浩史法律事務所開設 現在に至る。 平成18年6月 当社取締役(現任)	一株

(注) 1. 株式会社ユー・エス・エス九州は、平成7年3月に当社と合併いたしました。

株式会社ユー・エス・エス東京は、平成8年1月に当社と合併いたしました。

2. 取締役候補者のうち、服部 太、安藤之弘、瀬田 大の各氏は、当社90%出資子会社である株式会社ユー・エス・エス東京みずほの代表取締役を兼任しており、当社と株式会社ユー・エス・エス東京みずほは、オートオーバークション事業について競業関係にあります。

3. 取締役候補者のうち、服部 太、安藤之弘、瀬田 大の各氏は、当社91.5%出資子会社である株式会社ワールド自動車の代表取締役を兼任しており、当社と株式会社ワールド自動車との間には事故現状車のオークション取引があります。

4. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりです。

(1) 岡田英雄、林 勇、真殿 達、佐藤浩史の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。

(2) 社外取締役候補者とした理由

① 岡田英雄氏につきましては、元経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

② 林 勇氏につきましては、法律学者としての高い見識と幅広い経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- ③ 真殿 達氏につきましては、経済学者としての高い見識と幅広い経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - ④ 佐藤浩史氏につきましては、弁護士としての専門的見地および経営に関する高い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (3) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
- 岡田英雄、林 勇、真殿 達、佐藤浩史の各氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
- (4) 社外取締役候補者との責任限定契約について
- 岡田英雄、林 勇、真殿 達、佐藤浩史の各氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、各氏が社外取締役としてその期待される役割を十分に發揮できるように、岡田英雄、林 勇、真殿 達、佐藤浩史の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、400万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。当社は、岡田英雄、林 勇、真殿 達、佐藤浩史の各氏の再任が承認された場合、当社は、岡田英雄、林 勇、真殿 達、佐藤浩史の各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 上記各候補者の略歴は、平成19年5月8日現在のものであります。

#### 第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件

当社は、平成19年5月8日開催の取締役会において、取締役および監査役の退職慰労金制度を本定時株主総会終結の日をもって廃止することを決議いたしました。

つきましては、上記廃止日以前に在任している取締役（社外取締役を除きます。）である服部 太、安藤之弘、田村文彦、原 重雄、瀬田 大、増田元廣、合野栄治、三島敏雄、山中雅文、池田浩照、赤瀬雅之、井之上浩昭、古賀靖永、小島良信の14氏に対し、在任中の勞に報いるため、当社における一定の基準に従つて、本定時株主総会終結の日までの在任期間に對応する退職慰労金を打切り支給することとし、各氏に対する具体的な金額、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

また、その支給の時期は各取締役の退任時といたしたく存じます。

なお、社外取締役および監査役に対しては、かかる退職慰労金の打切り支給は行いません。

また、対象となる取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴
服 部 太 (昭和11年12月1日生)	昭和55年10月 当社取締役副社長 昭和57年7月 当社代表取締役社長 平成18年6月 当社代表取締役会長 (現在に至る)
安 藤 之 弘 (昭和21年12月2日生)	昭和57年7月 当社取締役 平成元年11月 当社専務取締役 平成7年6月 当社取締役副社長 平成18年6月 当社代表取締役社長 (現在に至る)
田 村 文 彦 (昭和15年11月3日生)	平成元年7月 株式会社ユー・エス・エス九州専務取締役 平成7年3月 当社専務取締役 平成7年6月 当社取締役副社長 平成18年6月 当社代表取締役副会長 (現在に至る)
原 重 雄 (昭和16年4月1日生)	平成5年11月 株式会社ユー・エス・エス東京専務取締役 平成8年1月 当社取締役副社長 平成18年6月 当社代表取締役副会長 (現在に至る)
瀬 田 大 (昭和41年12月23日生)	平成16年6月 当社取締役 平成18年6月 当社代表取締役副社長 (現在に至る)

氏名 (生年月日)	略歴
増田元廣 (昭和22年12月27日生)	平成6年6月 株式会社ユー・エス・エス東京取締役 平成7年1月 同社常務取締役 平成8年1月 当社専務取締役 平成18年6月 当社取締役副社長 (現在に至る)
合野栄治 (昭和24年6月6日生)	平成15年6月 当社専務取締役 平成18年6月 当社取締役副社長 (現在に至る)
三島敏雄 (昭和22年1月12日生)	平成18年6月 当社専務取締役 (現在に至る)
山中雅文 (昭和29年12月16日生)	平成16年6月 当社取締役 平成18年6月 当社常務取締役 (現在に至る)
池田浩照 (昭和36年5月3日生)	平成16年6月 当社取締役 平成18年6月 当社常務取締役 (現在に至る)
赤瀬雅之 (昭和37年11月8日生)	平成16年6月 当社取締役 平成18年6月 当社常務取締役 (現在に至る)
井之上浩昭 (昭和35年11月14日生)	平成16年6月 当社取締役 (現在に至る)
古賀靖永 (昭和35年8月24日生)	平成16年6月 当社取締役 (現在に至る)
小島良信 (昭和28年8月19日生)	平成18年6月 当社取締役 (現在に至る)

(注) 株式会社ユー・エス・エス九州は、平成7年3月に当社と合併いたしました。

株式会社ユー・エス・エス東京は、平成8年1月に当社と合併いたしました。

## 第5号議案 取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件

当社は、取締役の報酬について、企業価値向上に連動した報酬体系への見直しを進め、退職慰労金制度を廃止した上で、当社の株価や業績への感応度をより引き上げ、株価上昇によるメリットと株価下落によるリスクを株主の皆様と共有させることにより、企業価値向上への意欲や士気を高めていくこと等を目的とし、取締役（社外取締役を除きます。）に対し、各新株予約権行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とする新株予約権を用いた、いわゆる株式報酬型ストックオプションを、当社第28期事業年度より付与いたしたいと存じます。

会社法施行後においては、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権が取締役の報酬等の一部であると位置づけられたことに伴い、取締役（社外取締役を除きます。）に対しストックオプションとしての新株予約権を付与するため、取締役（社外取締役を除きます。）の報酬等の額を改定し、当該新株予約権の内容を決定する議案を本定期株主総会に付議し、普通決議によるご承認をお願いするものであります。

ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、会社業績、当社における取締役（社外取締役を除きます。）の業務執行の状況・貢献度等を考慮の上、上記のとおり廃止することを決定した退職慰労金額の一部等を基準として算定しており、その具体的な内容は、新株予約権がいわゆる株式報酬型ストックオプションとして付与されるものであること、会社業績、当社における取締役（社外取締役を除きます。）の業務執行の状況・貢献度等を基準として決定するものであります。また、当社といたしましては、上記の目的の下、新株予約権がいわゆる株式報酬型ストックオプションとして付与されるものであること等を考慮し、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

なお、当社は社外取締役を取締役会の監督機能を高めること等を目的に招聘しておりますため、取締役のうち社外取締役に対しては、ストックオプションとしての新株予約権を付与することは予定しておりません。

現在の当社の取締役は18名（うち社外取締役4名）であり、本定期株主総会において付議することを予定しております取締役選任議案（取締役18名選任の件）が原案どおり承認可決されると、本定期株主総会の終結時の取締役は18名（うち社外取締役4名）となる予定です。

1. 当社の取締役の報酬等の額は、平成18年6月28日開催の第26期定期株主総会において、年額5億円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての以下の内容の新株予約権に関する報酬等の額を年額1億5千万円を上限として設ける旨をご承認いただきたいと存じます。

なお、上記報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないこととさせていただいております。

2. 新株予約権の具体的な内容は、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 新株予約権の総数

新株予約権の総数4,000個を各事業年度に係る定期株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は10株（新株予約権の目的である株式の上限数は40,000株とし、対象株式数が調整された場合には調整後付与株式数に上記新株予約権の総数を乗じた数を上限数とする。）とする。

なお、本議案の決議日後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合等、上記の対象株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で対象株式数を調整することができる。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権を割り当てる日から25年以内の範囲で、当社取締役会が決定する期間とする。

(5) 新株予約権の権利行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から、新株予約権を行使できるものとする。
- ② その他の権利行使の条件は、取締役会で決定する。

(6) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

(7) その他の新株予約権の内容

上記(1)ないし(6)の詳細および(1)ないし(6)に記載のない新株予約権の内容等については、取締役会で決定する。

## 第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありましたみすず監査法人（平成18年9月1日付で「中央青山監査法人」から名称変更）は、金融庁より業務停止処分を受けましたことから、平成18年7月1日をもって、当社の会計監査人としての資格を喪失したことにより退任しました。

これにより当社は、当社の会計監査人が不在になることを回避し、当社に対する監査業務が間断なく行なわれることを図るため、平成18年7月1日開催の監査役会におきまして、アーク監査法人を当社の一時会計監査人として選任しております。

さらに、当社に対する監査の継続性を確保し、監査の万全を図るため、平成18年8月18日開催の監査役会において、みすず監査法人を業務停止期間経過後の平成18年9月1日をもって、当社の一時会計監査人として追加選任し、アーク監査法人とともに共同監査体制を採用し、現在に至っております。そのため、会社法第329条第1項の規定に基づき、会計監査人の選任を求めるものであります。

なお、本議案の提出にあたっては監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者でありますあずさ監査法人の概要および沿革は下記のとおりであります。

名 称	あずさ監査法人
事 務 所	主たる事務所 東京都新宿区津久戸町1番2号 従たる事務所 国内28ヶ所
沿 革	昭和60年7月1日 監査法人朝日新和会計社設立 平成5年10月1日 井上斎藤英和監査法人（昭和53年4月5日設立）と合併し、名称を朝日監査法人とする。 平成16年1月1日 あずさ監査法人（平成15年2月26日設立）と合併し、名称をあずさ監査法人とする。
概 要 (平成19年3月31日現在)	出資金 3,300百万円 構成人員 公認会計士 1,700名 （代表社員232名、社員196名） 会計士補等 1,126名 その他職員 877名 合 計 3,703名 クライアント数 5,543社

以 上

## 電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合のお手続きについて

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申しあげます。

### 記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）をご利用いただくことによってのみ可能です。  
なお、システムに係る条件等は66頁の「システム環境等」をご参照ください。（インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となりますので、ご注意ください。）
2. インターネットによる議決権行使は、平成19年6月25日（月）午後5時まで受付いたします。
3. 議決権行使書のご郵送とインターネットの両方で議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
4. インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットをご利用いただくために、プロバイダーへの接続料金および通信業者への通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

#### 当日株主総会にご出席の場合

- ・議決権行使書用紙のご郵送またはインターネットによる議決権行使は不要です。

#### 当日ご出席願えない場合

- ・議決権行使書用紙をご郵送される場合は、インターネットによる議決権行使は不要です。
- ・インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙のご郵送は不要です。

なお、当社は、㈱ＩＣＪが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」に参加いたしております。

**システム環境等**

インターネットでの議決権行使を行うために、次のシステム環境をご確認ください。

**1. パーソナル・コンピュータを用いる場合**

(1) 画面の解像度が、横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。

(2) 次のアプリケーションをインストールしていること。

ア. Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP2以降

イ. Adobe® Reader® Ver. 4.0 以降（株主総会招集ご通知や事業報告をインターネット上でご覧にならない場合を除く）

※Microsoft®およびInternet Explorerはマイクロソフト社の、Adobe® Reader®はアドビシステムズ社の、それぞれ米国および／または各国での登録商標または商品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

(3) なお、インターネットの接続に、ファイアーウォールなどの設定によりインターネット上の通信が制限される場合がありますので、各々のシステム管理者の方にご確認ください。

<パソコンの操作方法に関するお問い合わせ先について>

■ 本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

中央三井 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

TEL 0120 (65) 2031 [フリーダイヤル] (受付時間 土日休日を除く 9:00~21:00)

その他のご照会などは、下記にお問い合わせください。

中央三井信託銀行 証券代行事務センター

TEL 0120 (78) 2031 [フリーダイヤル]

(受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

メモ

メモ

メモ

メモ

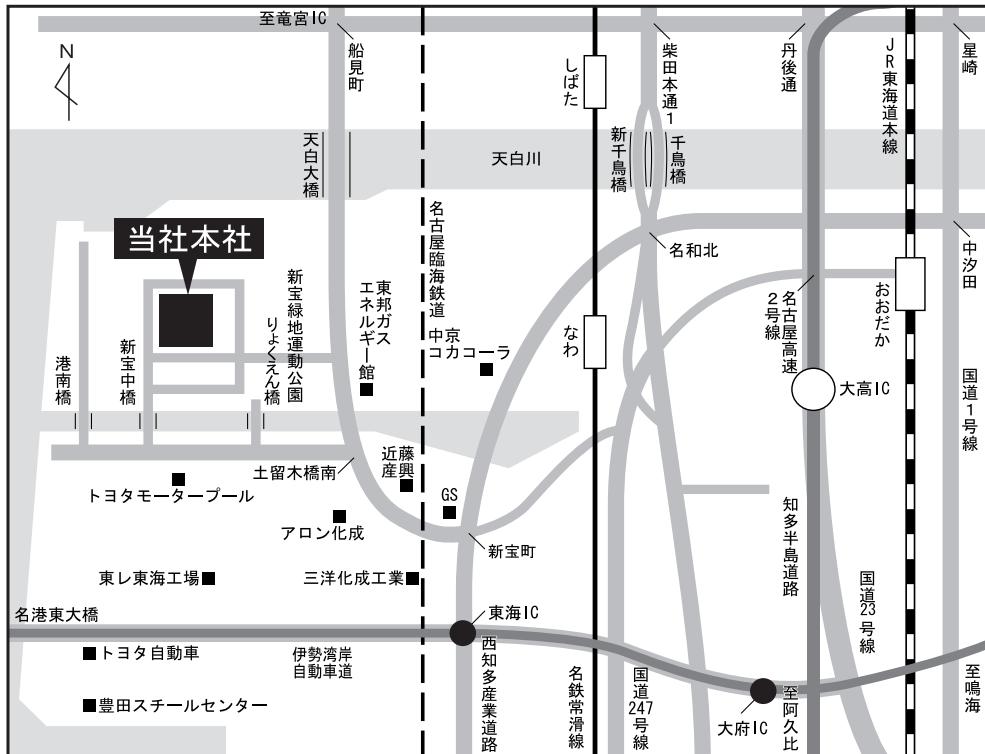
メモ

## 株主総会会場ご案内図

会場 愛知県東海市新宝町507番地の20

当社本社（当社名古屋会場）

電話 (052) 689-1129



### 交通のご案内

名鉄常滑線「名和（なわ）駅」下車タクシーにて約10分

J R 東海道本線「大高（おおだか）駅」下車タクシーにて約15分

なお、上記各駅よりそれぞれ午前10時00分と10時30分に出発する送迎車を用意しておりますのでご利用ください。

お車でお越しの方は、当社駐車場をご利用ください。